

学校法人産業医科大学役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人産業医科大学寄附行為（昭和52年12月21日。以下「寄附行為」という。）第61条第1項の規定に基づき、学校法人産業医科大学（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいい、寄附行為第15条に定める理事長、専務理事及び常務理事又は常勤監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいい、この法人の職員を兼ねている者を除く。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職手当その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わないものとし、役員等の報酬等には、学校法人産業医科大学職員給与規程（昭和53年規程第3号）に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤役員 日額報酬
- (3) 評議員（この法人の教職員を除く。） 日額報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬及び賞与の年額の上限は、1,900万円とし、各役員の報酬はその範囲内で、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定する。

- 2 常勤役員の退職手当は、別表1に定める算式により算出される額の範囲内で、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定する。
- 3 非常勤役員等に対する日額報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 月の1日から末日までの期間につき、毎月20日にその月額を支給する。
ただし、その日が学校法人産業医科大学職員就業規則（昭和53年規則第4号）第22条第1項各号に定める休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。
- (2) 賞与 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する常勤役員及び基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した常勤役員に対して、それぞれの基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。
- (3) 退職手当 常勤役員が退職した日の属する月の翌月の末日までに支給する。

2 非常勤役員等に対する日額報酬は、理事会又は評議員会への出席等、法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

3 報酬等は、法令に基づき、その役員等の報酬等から控除すべきものの金額を控除し、その残額を役員等に支給する。

3 前項の報酬等の支払いは、原則として、役員等の指定する役員等本人名義の預貯金口座への振込みによる。

(費用)

第6条 役員等には、別に定める学校法人産業医科大学内国旅費規程（昭和53年規程第5号）の規定に基づき、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が離職し、又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。

3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員の退職手当算定式）

退職時における報酬月額 × 在職月数 × 10.875/100

※ 上記期間の月数の計算については、任命日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは1月と計算するものとする。

別表2（非常勤役員等の日額報酬）

（1） 理事

	日額
理事会等会議への出席	20,000円（源泉徴収額を含む。）
上記の他、法人業務のための勤務	

（2） 監事

	日額
監事監査等への出席	20,000円（源泉徴収額を含む。）
理事会等会議への出席	
上記の他、法人業務のための勤務	

（3） 評議員

	日額
評議員会等会議への出席	20,000円（源泉徴収額を含む。）
上記の他、法人業務のための勤務	